

3 . 教育相談活動

(1) 特殊教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施

特殊教育のナショナルセンターとしての役割等にかんがみ，保護者等からの個別の教育相談については，基本的に各都道府県の特教育センター等の教育相談実施機関にゆだねることとする。

研究所においては，次の教育相談に限定して実施する。

- イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談
- ロ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談
- ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談

(2) 各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援

教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進するための支援

教育等環境全般に関する総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを実施する。コンサルテーション等の申込みは，電話・ファクシミリ・電子メール等で受け付ける。

各都道府県等における教育相談機能等の質の向上への貢献

- イ 個人情報保護に留意しながら，教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積する。
なお，蓄積した事例等は今後データベース作成の資料とする。
- ロ 教育相談に係るマニュアル又はガイドブック等を作成し，提供する。
- ハ 教育相談年報第27号を刊行する。

(3) 臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進

各都道府県の特教育センター等の教育相談機関や関係の大学等と共同し，各地域において質の高い一貫した教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究，総合的なアセスメント等に関する研究，発達障害や発生頻度の低い障害への相談支援に関する研究を実施する。